

協会けんぽ やまなし

職場内で掲示・回覧をお願いします。



「目指そう！健康事業所」エントリー事業所

を募集しています！

「目指そう！健康事業所」とは？

従業員の健康を「経営資源」と考え、事業主が従業員の健康づくりに取り組むことを宣言(健康宣言)し、従業員が心身ともに健康で働ける職場を目指す取り組みです。エントリー特典として、事業所の健康度や生活習慣が見える化した「事業所カルテ」や、健康情報誌「四季の健康」を定期的にお送りしています。ぜひこの機会にエントリーしませんか？

(R6.4月末時点 902社エントリー)

エントリーの流れ

下記の項目から
取り組み内容を決める

エントリーシートを
協会けんぽに提出

健康づくりに
取り組む



エントリーシートはHPからダウンロードすることができます。
詳しくはこちらをご覧ください。



取組内容 以下の必須項目に加え、選択項目から1つ以上選んでいただきます。

必須項目

- (35歳以上の被保険者の)
健診受診率を100%とする
- (40歳以上の被保険者で該当する方の)
特定保健指導の実施率を50%以上とする
- (健診結果で「要治療者(再検査を含む)」がいる場合)
対象者全員に医療機関への早期受診
を働きかける



選択項目

事業所の課題に応じて選択ください

<具体例>

- 体重計、血圧計など健康測定機器の設置
- ラジオ体操やストレッチの実施
- 感染症に関する予防対策
- 食生活の改善(弁当メニューの見直し)等

健康宣言と一緒に健康保険委員の登録もお願いいたします！

健康保険委員とは？

協会けんぽ山梨支部では、健康保険制度や健康づくりに関する情報について、事業所を通して従業員の方に広くお伝えしています。その周知を行う際に、事業所の窓口となっていた方が「健康保険委員」です。主に広報誌の回覧や健康づくりの働きかけ等、普段の仕事の中でできる範囲でご協力をいただきます。健康宣言にエントリーする際、健康宣言と同時に登録することができますので、ぜひこの機会にご登録ください。



↑
詳細は
こちらから

お問い合わせ先：企画総務グループ(☎055-220-7751)



全国健康保険協会 山梨支部
協会けんぽ

☎055-220-7750(代表)

〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル
営業時間/8:30~17:15(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
申請書はホームページからダウンロードできます

山梨支部
ホームページ



仕事中や通勤途中にケガをした場合 健康保険は使えません！

健康保険は、仕事以外の事由による病気やケガに対して健康保険給付を行います。そのため、仕事中や通勤途中に被ったケガ、または仕事が原因で病気になった場合は、原則労災保険給付の対象となり、健康保険給付は対象外となります。このような場合に、医療機関を受診する際はケガや病気の原因を必ず医療機関にお伝えください。

Q1 労災の認定はどこが行うの？

A1. 労災の認定は、事業主や個人が判断できるものではなく「事業所所在地管轄の労働基準監督署」が行います。

Q2 労災保険と健康保険どちらを使うか選択できるの？

A2. 労災保険と健康保険は任意に選択できるものではなく、労災に該当する場合は、原則労災保険が適用されます。また、労災保険の手続きが大変との理由で健康保険を使用することはできません。

Q3 傷病の程度によって労災保険の対象とならない場合があるの？

A3. 病気やケガの程度によらず、その原因が仕事中もしくは通勤途中であれば、労災保険の適用対象となります。

保険証を使ってケガの治療をした場合、被保険者様宛に負傷原因の照会文書をお送りし、業務災害が疑われるものについては、事業主様宛に照会文書をお送りしています。健康保険の給付可否等の確認となりますので、事業主の皆様におかれましても照会の際は必ずご回答いただきますようお願いいたします。



お問い合わせ先：レセプトグループ(☎055-220-7753)

健康保険証は2024年12月2日に廃止

医療機関の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？

マイナ 保険証

始まっています！



医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。



手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。



↑
詳細は
こちらから

マイナ保険証のメリットの詳細は、厚生労働省作成動画「何が便利になるの？メリット編」からご確認ください。